
③ 笠間市政政治倫理審査会委員を公募します

任期 平成 31 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日（2 年）

職務内容 笠間市長、副市長、教育長および市議会議員の資産等報告書および所得等報告書の審査等

応募資格 地方自治法第 18 条に定める選挙権を有する市民

※ただし、現在、市長、副市長、教育長、議員の職にある市民およびこれらの 2 親等以内の親族および同居の親族および笠間市職員である市民は除きます。

定員 3 名

報酬 日額 10,000 円

選考方法 応募者の中から、市長が公正を期して選出し、議会の同意を得て委嘱します。選考結果は後日、通知をお送りします。

応募方法 窓口に備え付けの応募用紙および履歴書に、必要事項を記入のうえ、持参あるいは郵送してください。応募用紙および履歴書はホームページからもダウンロードできます。

応募期限 平成 31 年 1 月 9 日（水）（当日消印有効）

申・問 秘書課（内線226）〒309-1792 笠間市中央3-2-1 <http://www.city.kasama.lg.jp/>

④ 高額介護合算療養費の支給は手続きが必要です

後期高齢者医療保険に加入されている方で、医療費と介護サービス費の自己負担額（食費、居住費などを除く）の年間合計額が基準額を超えた場合、その差額が支給されます。

例年、支給対象となる方には 1 月中旬に案内通知を送付していましたが、制度の改正により本年から 3 月中旬に変更になります。

通知が届きましたら、案内に従って申請を行ってください。

問 保険年金課（内線 142）

笠間支所市民窓口課（内線 72124）、岩間支所市民窓口課（内線 73182）

⑤ 交通事故などが原因で保険証を使う時は届け出が必要です

国民健康保険や後期高齢者医療に加入の方で、交通事故など第三者（自分以外）の行為が原因で負傷等をし、保険証を使う場合は市役所への届け出が必須条件となります。

第三者行為とは

- ・ 相手がいる交通事故
- ・ 他人の飼い犬にかまれた、傷害事件に巻き込まれた など

このような場合も届け出が必要です

- ・ 誰かが運転する車に同乗中の自損事故
- ・ ご自身の過失が大きい事故
- ・ 相手が不明の事故

保険証が使えないとき

- ・ 業務上の負傷や病気（労災保険の対象となります）
- ・ 相手と取り決めや示談をした場合（示談内容によります）
- ・ けんかや泥酔による負傷等

問 保険年金課 国民健康保険（内線 144）後期高齢者医療（内線 142）